

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

図面 対象 番号 (新)	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	起点・終点 (工作物については地点)	延長 (m)	水防工法	担当 出張所	備考
4	江の川上流	右	越水(溢水)	A	三次市作木町大津	111 k 700 ~ 112 k 500	800	積土のう工	三次	無堤区間
4-1	江の川上流	左右	工作物	A	三次市作木町大津 島根県邑智郡邑南町	111 k 900		—	三次	(両国橋) 余裕高不足
4-2	江の川上流	左右	工作物	B	三次市作木町下作木 島根県邑智郡邑南町	115 k 400		—	三次	(丹渡橋) 余裕高不足
6-1	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	115 k 870		—	三次	(港第1陸閘)
6-2	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	115 k 990		—	三次	(港第2陸閘)
6-3	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	116 k 040		—	三次	(港第3陸閘)
6-4	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	116 k 120		—	三次	(港第4陸閘)
6-5	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	116 k 120		—	三次	(港第5陸閘)
6-6	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	116 k 290		—	三次	(港第6陸閘)
6-7	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	116 k 350		—	三次	(港第7陸閘)
6-8	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	116 k 440		—	三次	(港第8陸閘)
6-9	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	116 k 450		—	三次	(港第9陸閘)
6-10	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	116 k 620		—	三次	(港第10陸閘)
6-11	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町下作木	116 k 720		—	三次	(港第11陸閘)
7	江の川上流	左右	工作物	B	三次市作木町下作木 島根県邑智郡邑南町上田	116 k 956		—	三次	(三国橋) 桁下高不足
7-1	江の川上流	左	越水(溢水)	A	安芸高田市高宮町川根	120 k 400 ~ 121 k 200	800	積土のう工	三次	無堤区間
9	江の川上流	左右	工作物	A	三次市作木町門田 安芸高田市高宮町川根	121 k 275		—	三次	(第3可愛川橋梁) 桁下高不足
11	江の川上流	左	越水(溢水)	A	安芸高田市高宮町川根	123 k 000 ~ 123 k 700	700	積土のう工	三次	堤防高く計算水位
11-1	江の川上流	左	堤体漏水	B	安芸高田市高宮町川根	123 k 000 ~ 123 k 200	200	木流しシート張り	三次	Fs(川裏)及び t* 安全性照査基準未滿
11-2	江の川上流	左	基礎基盤漏水	B	安芸高田市高宮町川根	123 k 100 ~ 123 k 200	100	木流しシート張り	三次	lh 安全性照査基準未滿
11-3	江の川上流	左	堤体漏水	B	安芸高田市高宮町川根	123 k 200 ~ 123 k 600	400	釜段工	三次	Fs(川裏)及び t* 安全性照査基準未滿

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

図面 対象 番号 (新)	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	起点・終点 (工作物については地点)	延長 (m)	水防工法	担当 出張所	備考
11-4	江の川上流	左	基礎基盤漏水	A	安芸高田市高宮町川根	123 k 200 ~ 123 k 600	400	釜段工	三次	lh 安全性照査基準未滿 重点監視区間
11-5	江の川上流	左	堤体漏水	B	安芸高田市高宮町川根	123 k 600 ~ 123 k 800	200	月の輪工	三次	Fs(川裏)及び t* 安全性照査基準未滿
11-6	江の川上流	左	基礎基盤漏水	B	安芸高田市高宮町川根	123 k 600 ~ 123 k 800	200	月の輪工	三次	lh 安全性照査基準未滿
13	江の川上流	右	越水(溢水)	A	三次市作木町門田	124 k 100 ~ 125 k 200	1100	積土のう工	三次	堤防高<計算水位
13-4	江の川上流	左	越水(溢水)	A	安芸高田市高宮町佐々部	124 k 600 ~ 124 k 700	100	月の輪工	三次	無堤区間
14	江の川上流	左右	工作物	A	三次市作木町門田 安芸高田市高宮町佐々部	125 k 636		—	三次	(第2可愛川橋梁) 桁下高不足
15-2	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町香淀	126 k 274		—	三次	川毛第2陸閘門
15-3	江の川上流	右	陸 閘	要	三次市作木町香淀	126 k 367		—	三次	川毛第1陸閘門
16	江の川上流	左右	工作物	A	三次市作木町香淀 安芸高田市高宮町佐々部	126 k 446		—	三次	(式敷大橋) 桁下高不足
17	江の川上流	左右	工作物	A	三次市作木町香淀 安芸高田市高宮町舟木	130 k 000		—	三次	(唐香橋) 桁下高不足
18	江の川上流	左	越水(溢水)	A	三次市粟屋町	135 k 500 ~ 135 k 800	300	積土のう工	三次	無堤区間
18-1	江の川上流	左	基礎地盤漏水	B	三次市粟屋町	136 k 900 ~ 139 k 100	2000	釜段工	三次	lh 安全性照査基準未滿
18-4	江の川上流	左	基礎地盤漏水	A	三次市粟屋町	137 k 000		釜段工	三次	lh 安全性照査基準未滿 重点監視区間
19	江の川上流	左右	工作物	B	三次市三次町 三次市粟屋町	137 k 400		—	三次	(尾閘大橋) 余裕高不足
20	江の川上流	右	越水(溢水)	B	三次市三次町	137 k 700 ~ 138 k 400	700	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高
21	江の川上流	左右	工作物	A	三次市三次町 三次市粟屋町	138 k 563		—	三次	(第1可愛川橋梁) 桁下高不足
22	江の川上流	右	越水(溢水)	B	三次市三次町	138 k 800 ~ 139 k 200	400	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高
23	江の川上流	左右	工作物	A	三次市三次町 三次市粟屋町	139 k 133		—	三次	(祝橋及び歩道橋) 桁下高不足
24	江の川上流	右	堤防高	B	三次市三次町	139 k 200 ~ 139 k 400	200	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高
26	江の川上流	左右	工作物	A	三次市十日市西 三次市粟屋町	140 k 000		—	三次	(寿 橋) 桁下高不足
26-1	江の川上流	左	陸 閘	要	三次市粟屋町	140 k 405		—	三次	(中の村1号陸閘)

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

図面 対象 番号 (新)	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	起点・終点 (工作物については地点)	延長 (m)	水防工法	担当 出張所	備考
26-2	江の川上流	左	陸 閘	要	三次市粟屋町	140 k 595		—	三次	(中の村2号陸閘)
26-3	江の川上流	左	陸 閘	要	三次市粟屋町	140 k 685		—	三次	(中の村3号陸閘)
26-4	江の川上流	左	陸 閘	要	三次市粟屋町	140 k 884		—	三次	(中の村4号陸閘)
26-5	江の川上流	左	陸 閘	要	三次市粟屋町	140 k 995		—	三次	(中の村5号陸閘)
26-6	江の川上流	左	陸 閘	要	三次市粟屋町	141 k 130		—	三次	(中の村6号陸閘)
27	江の川上流	左右	工作物	A	三次市十日市町 三次市粟屋町	142 k 100		—	三次	(三次大橋) 桁下高不足
28	江の川上流	左	越水(溢水)	A	三次市粟屋町	142 k 500 ~ 143 k 650	1150	積土のう工	三次	無堤区間
29	江の川上流	左右	工作物	A	三次市十日市町 三次市粟屋町	142 k 600		—	三次	(第1吉田川橋梁) 桁下高不足
31	江の川上流	右	越水(溢水)	A	三次市西酒屋町	143 k 400 ~ 144 k 000	600	積土のう工	三次	無堤区間
33	江の川上流	左	越水(溢水)	A	三次市粟屋町	144 k 900 ~ 145 k 400	400	積土のう工	三次	無堤区間
33-1	江の川上流	左	堤体漏水	A	三次市粟屋町	144 k 200 ~ 144 k 800	600	月の輪工	三次	* 安全性照査基準未滿
34	江の川上流	左右	工作物	A	三次市青河町 三次市粟屋町	145 k 400		—	三次	(第2吉田川橋梁) 桁下高不足
35	江の川上流	右	越水(溢水)	B	三次市青河町	145 k 300 ~ 145 k 400	100	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高
38	江の川上流	左右	工作物	B	三次市青河町 三次市粟屋町	145 k 800		—	三次	(旭橋) 余裕高不足
38-1	江の川上流	左	越水(溢水)	A	三次市粟屋町	146 k 700 ~ 146 k 900	200	積土のう工	三次	無堤区間
39	江の川上流	右	越水(溢水)	A	三次市青河町	148 k 100 ~ 149 k 600	1500	積土のう工	三次	無堤区間
40-2	江の川上流	左	越水(溢水)	A	三次市秋町	150 k 200 ~ 150 k 500	300	積土のう工	三次	堤防高<計算水位
44	江の川上流	右	越水(溢水)	A	三次市下志和地町	150 k 400 ~ 150 k 500	100	積土のう工	三次	堤防高<計算水位
45	江の川上流	右	越水(溢水)	B	三次市下志和地町	150 k 500 ~ 150 k 700	200	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高
46	江の川上流	左	越水(溢水)	B	三次市秋町	150 k 500 ~ 150 k 900	400	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高
47	江の川上流	左	越水(溢水)	B	三次市秋町~上志和地町	150 k 900 ~ 151 k 500	600	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

図面 対象 番号 (新)	河川名	左右 岸の 別	種別	重要 度	地点名	起点・終点 (工作物については地点)	延長 (m)	水防工法	担当 出張所	備考
49	江の川上流	左右	工作物	B	三次市下志和地町 三次市秋町	150 k 928		—	三次	(錦 橋) 余裕高不足
50	江の川上流	右	越水(溢水)	B	三次市下志和地町～上川立町	151 k 100 ~ 155 k 300	4200	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高
50-1	江の川上流	右	堤体漏水	B	三次市下志和地町～上川立町	151 k 000 ~ 154 k 200	3200	月の輪工	三次	t* 安全性照査基準未滿
50-2	江の川上流	右	堤体漏水	B	三次市上川立町	154 k 600 ~ 155 k 000	400	月の輪工	三次	t* 安全性照査基準未滿
50-3	江の川上流	左	堤体漏水	B	三次市上志和地町～秋町	149 k 200 ~ 152 k 200	3000	木流し シート張り	三次	t* 安全性照査基準未滿
50-4	江の川上流	左	基礎地盤漏水	B	三次市上志和地町～秋町	149 k 300 ~ 152 k 100	2800	釜段工	三次	lv, lh 安全性照査基準未滿
51	江の川上流	左右	工作物	B	三次市上志和地町 三次市上志和地町	151 k 424		—	三次	(中央橋) 余裕高不足
53	江の川上流	左	越水(溢水)	B	安芸高田市甲田町深瀬	152 k 700 ~ 153 k 300	600	積土のう工	吉田	現況堤防高<計算水位+余裕高
53-1	江の川上流	左	堤体漏水	B	安芸高田市甲田町深瀬	152 k 700 ~ 154 k 700	2000	月の輪工	吉田	t* 安全性照査基準未滿
53-2	江の川上流	左	基礎地盤漏水	B	安芸高田市甲田町深瀬	152 k 700 ~ 154 k 700	2000	月の輪工	吉田	lh 安全性照査基準未滿
55	江の川上流	左右	工作物	B	三次市下川立町 安芸高田市甲田町深瀬	152 k 800		—	三次 吉田	(石見堂橋) 余裕高不足
56	江の川上流	左	越水(溢水)	B	安芸高田市甲田町深瀬	153 k 300 ~ 154 k 700	1400	積土のう工	吉田	現況堤防高<計算水位+余裕高
58	江の川上流	右	水衝・洗掘	B	三次市下川立町～上川立町	153 k 600 ~ 153 k 900	300	木流し シート張り	三次	最深河床高>計画河床高-1.0m
59	江の川上流	左右	工作物	B	三次市下川立町 安芸高田市甲田町深瀬	153 k 800		—	三次 吉田	(深川橋) 桁下高不足
59-1	江の川上流	左	堤体漏水	B	安芸高田市甲田町下甲立～上甲立	155 k 100 ~ 158 k 500	3400	月の輪工	吉田	t* 安全性照査基準未滿
59-2	江の川上流	左	基礎地盤漏水	B	安芸高田市甲田町下甲立～上甲立	155 k 100 ~ 158 k 500	3400	釜段工	吉田	lv, lh 安全性照査基準未滿
61	江の川上流	右	水衝・洗掘	A	三次市上川立町～ 安芸高田市甲田町高田原	157 k 300 ~ 157 k 500	200	木流し シート張り	三次 吉田	最深河床高<計画河床高-1.0m
64-1	江の川上流	右	堤体漏水	B	安芸高田市甲田町下小原	162 k 000 ~ 163 k 400	1400	月の輪工	吉田	Fs(川表) 安全性照査基準未滿
64-2	江の川上流	右	基礎地盤漏水	B	安芸高田市甲田町下小原	162 k 000 ~ 163 k 400	1400	釜段工	吉田	lv, lh 安全性照査基準未滿
71-4	江の川上流	右	堤体漏水	B	安芸高田市吉田町吉田	165 k 300 ~ 165 k 800	500	木流し シート張り	吉田	Fs(川裏) 安全性照査基準未滿
74-8	江の川上流	右	陸 閘	要	安芸高田市吉田町吉田	166 k 766		—	吉田	国司陸閘門

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

図面 対象 番号 (新)	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	起点・終点 (工作物については地点)	延長 (m)	水防工法	担当 出張所	備考
74-9	江の川上流	右	陸 閘	要	安芸高田市吉田町吉田	167 k 216		—	吉田	古市陸閘門
83	江の川上流	右	旧川跡	B	安芸高田市吉田町竹原	169 k 900 ~ 169 k 970	70	—	吉田	旧川跡
83-1	江の川上流	左	堤体漏水	B	安芸高田市吉田町常友～山手	170 k 500 ~ 171 k 400	900	月の輪工	吉田	t* 安全性照査基準未滿
83-2	江の川上流	左	基礎地盤漏水	B	安芸高田市吉田町常友～山手	170 k 500 ~ 171 k 200	700	釜段工	吉田	G/W 安全性照査基準未滿
84	江の川上流	左	旧川跡	B	安芸高田市吉田町常友	170 k 820 ~ 171 k 070	250	—	吉田	旧川跡
86	江の川上流	左	越水(溢水)	A	安芸高田市吉田町川本	172 k 700 ~ 172 k 800	100	積土のう工	吉田	無堤区間
87	江の川上流	右	旧川跡	B	安芸高田市吉田町福原～下入江	173 k 300 ~ 173 k 500	200	—	吉田	旧川跡
93-1	江の川上流	右	堤体漏水	B	安芸高田市吉田町下入江～上入江	174 k 900 ~ 175 k 800	900	月の輪工	吉田	t* 安全性照査基準未滿
93-2	江の川上流	右	基礎地盤漏水	B	安芸高田市吉田町下入江～上入江	174 k 900 ~ 175 k 900	1000	釜段工	吉田	lv, lh 安全性照査基準未滿
93-3	江の川上流	右	堤体漏水	B	安芸高田市吉田町長屋～八千代町勝田	177 k 300 ~ 178 k 200	900	木流しシート張り	吉田	Fs(川裏)及び t* 安全性照査基準未滿
93-4	江の川上流	右	基礎地盤漏水	B	安芸高田市吉田町長屋～八千代町勝田	177 k 300 ~ 178 k 200	900	釜段工	吉田	lh 安全性照査基準未滿
1	神野瀬川	左右	工作物	A	三次市日下町 三次市三次町	0 k 280		—	三次	(日山橋) 桁下高不足
1-5	神野瀬川	右	堤体漏水	B	三次市三原町	1 k 500 ~ 2 k 600	1100	木流しシート張り	三次	Fs(川裏)及び t* 安全性照査基準未滿
1-6	神野瀬川	右	基礎地盤漏水	B	三次市三原町	1 k 500 ~ 2 k 600	1100	釜段工	三次	lv, lh 安全性照査基準未滿
2-1	神野瀬川	左	越水(溢水)	A	三次市三原町	2 k 400 ~ 3 k 800	1400	積土のう工	三次	無堤区間
3	神野瀬川	左右	工作物	A	三次市布野町下布野 三次市三原町	3 k 300		—	三次	(宇遠木橋) 余裕高不足
4	神野瀬川	左右	工作物	B	三次市布野町下布野 三次市三原町	3 k 950		—	三次	(鉦 橋) 余裕高不足
5	神野瀬川	左	越水(溢水)	A	三次市三原町	4 k 400 ~ 5 k 300	900	積土のう工	三次	無堤区間
1	馬洗川	左	越水(溢水)	B	三次市十日市西～十日市東	1 k 100 ~ 1 k 700	600	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高
3	馬洗川	左右	工作物	B	三次市三次町 三次市十日市中	0 k 358		—	三次	(馬洗川橋梁) 桁下高不足
5	馬洗川	右	越水(溢水)	B	三次市三次町	1 k 000 ~ 1 k 300	300	積土のう工	三次	現況堤防高<計算水位+余裕高

